

様式 A - 1

申請に対する処分一覧表

(令和8年(2026年)1月28日作成)

[所管：環境部環境指導課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7-1、7-6	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可	A	B
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7の2-1	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の事業範囲の変更許可	B	B
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8-1	一般廃棄物処理施設の設置の許可	B	A
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8の2-5、9-2	一般廃棄物処理施設の設置の使用前検査、一般廃棄物処理施設の変更の使用前検査	B	A
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8の2の2-1	一般廃棄物処理施設の定期検査	B	A
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9-1	一般廃棄物処理施設の変更の許可	B	A
7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9-5、9ノ2ノ3-2、9の3-11	一般廃棄物最終処分場の廃止の確認	B	A
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9の2の4-1	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定	B	A
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9の5-1	一般廃棄物処理施設の譲受・借受の許可	B	A
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9の6-1	一般廃棄物処理施設設置者の合併・分割の認可	B	A
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	12の7-1	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	B	A
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	12の7-7	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定	B	A
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14-1、14-6	産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可	B	A
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14の2-1	産業廃棄物収集運搬業及び処分業の事業範囲の変更許可	B	A
15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14の4-1、14の4-6	特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可	B	A
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14の5-1	特別管理産業廃棄物収集運搬及び処分業の事業範囲の変更許可	B	A

17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14-1、14-6	産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可更新の際に優良認定を受けようとするもの	B	A
18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14の4-1、14の4-6	特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可更新の際に優良認定を受けようとするもの	B	A
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15-1	産業廃棄物処理施設の設置の許可	B	A
20	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の2-5、15の2の6-2	産業廃棄物処理施設の使用前検査及び産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査	B	A
21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の2の2-1	産業廃棄物処理施設の定期検査	B	A
22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の2の6-1	産業廃棄物処理施設の変更の許可	B	A
23	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の2の6-3、15の3の2-2	産業廃棄物最終処分場の廃止の確認	B	A
24	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の3の3-1	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定	B	A
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の4	産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可	B	A
26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15の4	産業廃棄物処理施設設置者の合併・分割の認可	B	A
27	使用済自動車の再資源化等に関する法律	42-1	引取業者の登録	B	A
28	使用済自動車の再資源化等に関する法律	53-1	フロン類回収業者の登録	B	A
29	使用済自動車の再資源化等に関する法律	60-1	解体業の許可	B	A
30	使用済自動車の再資源化等に関する法律	67-1	破砕業の許可	B	A
31	使用済自動車の再資源化等に関する法律	70-1	破砕業の変更の許可	B	A
32	浄化槽法	35-1	浄化槽清掃業の許可	B	B
33	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	25	一般廃棄物の処理手数料の減免	B	B
34	瀬戸内海環境保全特別措置法	5-1	特定施設の設置許可	B	A
35	瀬戸内海環境保全特別措置法	8-1	特定施設の構造等の変更許可	B	A
36	土壌汚染対策法	22-1 22-4	汚染土壌処理業の許可(更新)	B	A

37	土壤汚染対策法	23-1	汚染土壤処理業の変更許可	B	A
38	土壤汚染対策法	27の2-1	汚染土壤処理業の譲渡等承認	B	A
39	土壤汚染対策法	27の3-1	汚染土壤処理業の合併等承認	B	A
40	土壤汚染対策法	27の4-1	汚染土壤処理業の相続承認	B	A

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第7条第1項及び第6項
所管部課(室)係名		環境部環境指導課一般廃棄物指導係
審査基準	関係条項	<p>廃棄物処理法第7条第5項及び第10項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)第2条の2、第2条の2の2及び第2条の4</p> <p>廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(昭和47年4月1日豊中市規則第35号。以下「規則」という。)第2条第2項</p> <p>一般廃棄物処理業許可基準要綱(昭和47年11月28日実施。以下「要綱」という。)第2条</p>
	基準	<p>下記法令の規定に適合していること。</p> <p>◎廃棄物処理法 第7条第5項 第7条第10項</p> <p>◎廃棄物処理法施行規則 第2条の2 第2条の2の2 第2条の4</p> <p>◎規則 第2条第2項 一 市長が定める業務の遂行に必要な設備及び器材を有すること。 二 市内に営業所及び車庫を有し、かつ、営業所に従業員1人以上を常置すること。 三 その他市長が認める事項</p> <p>◎要綱 第2条 一般廃棄物の処理業務に従事した経験を2年以上有する者であること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	昭和48年(1973年)1月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	なし
	内訳	<p>経由期間 なし</p> <p>処分期間 なし</p>
	設定等年月日	
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		一般廃棄物収集運搬業及び処分業の事業範囲の変更許可
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 7 条の 2 第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課一般廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 7 条第 5 項及び第 10 項 廃棄物処理法施行規則第 2 条の 2、第 2 条の 2 の 2 及び第 2 条の 4 下記法令の規定に適合していること。
	基 準	◎廃棄物処理法 第 7 条第 5 項 第 7 条第 10 項 ◎廃棄物処理法施行規則 第 2 条の 2 第 2 条の 2 の 2 第 2 条の 4
	参考事項	
	設定等年月日	昭和 48 年（1973 年）1 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	なし
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	一般廃棄物処理施設の設置の許可	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 8 条第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 8 条の 2 第 1 項 廃棄物処理法施行規則第 4 条、第 4 条の 2 及び第 4 条の 2 の 2
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 8 条の 2 第 1 項 ◎廃棄物処理法施行規則 第 4 条 第 4 条の 2 第 4 条の 2 の 2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 150 日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条の 2 の一般廃棄物処理施設） 総日数 90 日（その他の一般廃棄物処理施設） (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	一般廃棄物処理施設の設置の使用前検査、一般廃棄物処理施設の変更の使用前検査	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 8 条の 2 第 5 項及び第 9 条第 2 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 8 条第 2 項第 6 号、第 7 号及び第 8 号
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 8 条第 2 項 6 号、第 7 号及び第 8 号
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		一般廃棄物処理施設の定期検査
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 8 条の 2 の 2 第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号 廃棄物処理法施行規則第 4 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 8 条の 2 第 1 項第 1 号 ◎廃棄物処理法施行規則 第 4 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		一般廃棄物処理施設の変更の許可
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 9 条第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 8 条の 2 第 1 項 廃棄物処理法施行規則第 4 条、第 4 条の 2 及び第 4 条の 2 の 2
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 8 条の 2 第 1 項 ◎廃棄物処理法施行規則 第 4 条 第 4 条の 2 第 4 条の 2 の 2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 150 日（廃棄物処理法施行令第 5 条の 2 の一般廃棄物処理施設） 総日数 90 日（その他の一般廃棄物処理施設） (注：休日は含まない)
	内訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	一般廃棄物最終処分場の廃止の確認	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 9 条第 5 項、第 9 条の 2 の 3 第 2 項及び第 9 条の 3 第 11 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号）第 1 条第 3 項及び第 1 条の 2 第 3 項
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第 1 条第 3 項 第 1 条の 2 第 3 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第9条の2の4第1項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法施行規則第5条の5の6及び第5条の5の7
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第9条の2の4第1項 ◎廃棄物処理法施行規則 第5条の5の6 第5条の5の7
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年（2012年）4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成24年（2012年）4月1日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		一般廃棄物処理施設の譲受・借受の許可
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第9条の5第1項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第8条の2第1項3号及び4号 廃棄物処理法施行規則第4条の2の2
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第8条の2第1項3号及び4号 ◎廃棄物処理法施行規則 第4条の2の2
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年（2012年）4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成24年（2012年）4月1日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	一般廃棄物処理施設設置者の合併・分割の認可	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第9条の6第1項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第8条の2第1項3号及び4号 廃棄物処理法施行規則第4条の2の2
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第8条の2第1項3号及び4号 ◎廃棄物処理法施行規則 第4条の2の2
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年（2012年）4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成24年（2012年）4月1日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 12 条の 7 第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 12 条の 7 第 3 項 廃棄物処理法施行規則第 8 条の 38 の 2 及び第 8 条の 38 の 3
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 12 条の 7 第 1 項 ◎廃棄物処理法施行規則 第 8 条の 38 の 2 第 8 条の 38 の 3
	参考事項	
	設定等年月日	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 12 条の 7 第 7 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 12 条の 7 第 1 項～第 3 項及び第 8 項 廃棄物処理法施行規則第 8 条の 38 の 2 及び第 8 条の 38 の 3
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 12 条の 7 第 1 項 ◎廃棄物処理法施行規則 第 8 条の 38 の 2 第 8 条の 38 の 3
	参考事項	
	設定等年月日	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 30 年（2018 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 14 条第 1 項及び第 6 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 14 条第 5 項及び第 10 項 廃棄物処理法施行令第 6 条の 10 廃棄物処理法施行規則第 10 条及び第 10 条の 5 豊中市産業廃棄物事前協議取扱指針（以下「指針」という。）第 2 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎ 廃棄物処理法 第 14 条第 5 項 第 14 条第 10 項 ◎ 廃棄物処理法施行令 第 6 条の 10 ◎ 廃棄物処理法施行規則 第 10 条 第 10 条の 5
	参考事項	下記指針に基づき別途手続きが必要となる場合がある。 ◎ 指針 第 2 条 豊中市の区域において、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替えを含まないものは、この限りでない。
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	産業廃棄物収集運搬業及び処分業の事業範囲の変更許可	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 14 条第 5 項及び第 10 項 廃棄物処理法施行令第 6 条の 10 廃棄物処理法施行規則第 10 条及び第 10 条の 5 指針第 2 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎ 廃棄物処理法 第 14 条第 5 項 第 14 条第 10 項 ◎ 廃棄物処理法施行令 第 6 条の 10 ◎ 廃棄物処理法施行規則 第 10 条 第 10 条の 5
	参考事項	下記指針に基づき別途手続きが必要となる場合がある。 ◎ 指針 第 2 条 豊中市の区域において、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替えを含まないものは、この限りでない。
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 14 条の 4 第 5 項及び 10 項 廃棄物処理法施行令第 6 条の 10 廃棄物処理法施行規則第 10 条の 13 及び第 10 条の 17 指針第 2 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎ 廃棄物処理法 第 14 条の 4 第 5 項 第 14 条の 4 第 10 項 ◎ 廃棄物処理法施行令 第 6 条の 10 ◎ 廃棄物処理法施行規則 第 10 条の 13 第 10 条の 17
	参考事項	下記指針に基づき別途手続きが必要となる場合がある。 ◎ 指針 第 2 条 豊中市の区域において、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替えを含まないものは、この限りでない。
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	特別管理産業廃棄物収集運搬及び処分業の事業範囲の変更許可	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 14 条の 5 第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 14 条の 4 第 5 項及び 10 項 廃棄物処理法施行令第 6 条の 10 廃棄物処理法施行規則第 10 条の 13 及び第 10 条の 17 指針第 2 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 14 条の 4 第 5 項 第 14 条の 4 第 10 項 ◎廃棄物処理法施行令 第 6 条の 10 ◎廃棄物処理法施行規則 第 10 条の 13 第 10 条の 17
	参考事項	下記指針に基づき別途手続きが必要となる場合がある。 ◎指針 第 2 条 豊中市の区域において、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替えを含まないものは、この限りでない。
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可更新の際に優良認定を受けようとするもの
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 14 条第 1 項及び第 6 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法施行令第 6 条の 9 第 2 号及び第 6 条の 11 第 2 号 廃棄物処理法施行規則第 9 条の 3 及び第 10 条の 4 の 2
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法施行令 第 6 条の 9 第 2 号 第 6 条の 11 第 2 号 ◎廃棄物処理法施行規則 第 9 条の 3 第 10 条の 4 の 2
	参考事項	優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 90 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可の更新に際に優良認定を受けようとするもの	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法施行令第 6 条の 13 第 2 号及び第 6 条の 14 第 2 号 廃棄物処理法施行規則第 10 条の 12 の 2 又は第 10 条の 16 の 2
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法施行令 第 6 条の 13 第 2 号 第 6 条の 14 第 2 号 ◎廃棄物処理法施行規則 第 10 条の 12 の 2 第 10 条の 16 の 2
	参考事項	優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 90 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		産業廃棄物処理施設の設置の許可
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 15 条第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 2 第 1 項 廃棄物処理法施行規則第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 2 の 2 及び第 12 条の 2 の 3 指針第 2 条及び第 7 条第 1 項
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎ 廃棄物処理法 第 15 条の 2 第 1 項 ◎ 廃棄物処理法施行規則 第 12 条 第 12 条の 2 第 12 条の 2 の 2 第 12 条の 2 の 3
	参 考 事 項	下記指針に基づき別途手続きが必要となる場合がある。 ◎ 指針 第 2 条 豊中市の区域において、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替えを含まないものは、この限りでない。 第 7 条第 1 項 この指針の規定は、法第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可の申請を行おうとする場合について準用する。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。準用する場合、「法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 6 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項に規定する許可」は「法第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可」と読み替えるものとする。
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 150 日（廃棄物処理法施行令第 7 条の 2 の産業廃棄物処理施設） 総日数 90 日（その他の産業廃棄物処理施設） (注：休日は含まない)
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	産業廃棄物処理施設の使用前検査及び産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査	
根拠法令及び条項	廃棄物処理法第 15 条の 2 第 5 項及び第 15 条の 2 の 6 第 2 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条第 2 項第 6 号、7 号及び第 8 号
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 15 条第 2 項第 6 号、7 号及び第 8 号
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		産業廃棄物処理施設の定期検査
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 15 条の 2 の 2 第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号 廃棄物処理法施行規則第 12 条、第 12 条の 2
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 15 条の 2 第 1 項 1 号 ◎廃棄物処理法施行規則 第 12 条 第 12 条の 2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		産業廃棄物処理施設の変更の許可
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 2 第 1 項 廃棄物処理法施行規則第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 2 の 2 及び第 12 条の 2 の 3 指針第 2 条及び第 7 条第 1 項
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎ 廃棄物処理法 第 15 条の 2 第 1 項 ◎ 廃棄物処理法施行規則 第 12 条 第 12 の 2 第 12 の 2 の 2 第 12 の 2 の 3
	参 考 事 項	下記指針に基づき別途手続きが必要となる場合がある。 ◎ 指針 第 2 条 豊中市の区域において、法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替えを含まないものは、この限りでない。 第 7 条第 1 項 この指針の規定は、法第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可の申請を行おうとする場合について準用する。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。準用する場合、「法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 6 第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 5 第 1 項に規定する許可」は「法第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可」と読み替えるものとする。
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 150 日（廃棄物処理法施行令第 7 条の 2 の産業廃棄物処理施設） 総日数 90 日（その他の産業廃棄物処理施設） (注：休日は含まない)
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 3 項及び第 15 条の 3 の 2 第 2 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 3 項
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 3 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項 廃棄物処理法施行規則第 12 条の 11 の 6 及び第 12 条の 11 の 7
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 15 条の 3 の 3 第 1 項 ◎廃棄物処理法施行規則 第 12 条の 11 の 6 第 12 条の 11 の 7
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 15 条の 4
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号 廃棄物処理法施行規則第 12 条の 2 の 3
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 15 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号 ◎廃棄物処理法施行規則 第 12 条の 2 の 3
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60～120 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		産業廃棄物処理施設設置者の合併・分割の認可
根拠法令及び条項		廃棄物処理法第 15 条の 4
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	廃棄物処理法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号 廃棄物処理法施行規則第 12 条の 2 の 3
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎廃棄物処理法 第 15 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号 ◎廃棄物処理法施行規則 第 12 条の 2 の 3
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備 考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	引取業者の登録	
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）第 42 条第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	自動車リサイクル法第 45 条第 1 項 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年経済産業・環境省令第 7 号。以下「自動車リサイクル法施行規則」という。）第 47 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 45 条第 1 項 ◎自動車リサイクル法施行規則 第 47 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	フロン類回収業者の登録	
根拠法令及び条項	自動車リサイクル法第 53 条第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課産業廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	自動車リサイクル法第 56 条第 1 項 自動車リサイクル法施行規則第 51 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 56 条第 1 項 ◎自動車リサイクル法施行規則 第 51 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		解体業の許可
根拠法令及び条項		自動車リサイクル法第 60 条第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	自動車リサイクル法第 62 条第 1 項 自動車リサイクル法施行規則第 57 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 62 条第 1 項 ◎自動車リサイクル法施行規則 第 57 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		破砕業の許可
根拠法令及び条項		自動車リサイクル法第 67 条第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	自動車リサイクル法第 69 条第 1 項 自動車リサイクル法施行規則第 62 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 69 条第 1 項 ◎自動車リサイクル法施行規則 第 62 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		破砕業の変更の許可
根拠法令及び条項		自動車リサイクル法第 70 条第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課産業廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	自動車リサイクル法第 69 条第 1 項 自動車リサイクル法施行規則第 62 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎自動車リサイクル法 第 69 条第 1 項 ◎自動車リサイクル法施行規則 第 62 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		浄化槽清掃業の許可
根拠法令及び条項		浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号） 第 35 条第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課一般廃棄物指導係
審 査 基 準	関係条項	浄化槽法第 36 条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日厚生省令第 17 号。 以下「浄化槽法施行規則」という。）第 11 条
	基 準	下記法令の規定に適合していること。 ◎浄化槽法第 36 条 ◎浄化槽法施行規則第 11 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年（2012 年）4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	なし
	内 訳	経由期間 なし 処分期間 なし
	設定等年月日	
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	一般廃棄物の処理手数料の減免	
根拠法令及び条項	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年豊中市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 25 条	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課一般廃棄物指導係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	<p>（手数料の減免）</p> <p>◎条例第 25 条</p> <p>市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。</p> <p>【減免申請区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天災 ・火災（消防署の罹災証明書添付） ・生活保護者（福祉事務所長の証明書添付） ・地域共同活動 ・その他上記に準ずる事項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 24 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	なし
	内訳	<p>経由期間 なし</p> <p>処分期間 なし</p>
	設定等年月日	
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特定施設の設置許可
根拠法令及び条項		瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課環境保全係
審 査 基 準	関係条項	瀬戸内海環境保全特別措置法第 6 条
	基 準	○瀬戸内海環境保全特別措置法 第 6 条
	参考事項	—
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	3 か月
	内訳	—
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	特定施設の構造等の変更許可	
根拠法令及び条項	瀬戸内海環境保全特別措置法第 8 条第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	瀬戸内海環境保全特別措置法第 6 条・第 8 条第 3 項
	基 準	○瀬戸内海環境保全特別措置法 第 6 条 第 8 条第 3 項
	参考事項	—
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	3 か月
	内 訳	—
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	汚染土壌処理業の許可（更新）	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 22 条第 1 項（同条第 4 項）	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	土壌汚染対策法第 22 条第 3 項・第 5 項 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 4 条
	基 準	「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成 22 年 2 月 26 日付け環水大土発第 100226001 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）第 1（汚染土壌処理業の許可）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	3 か月
	内 訳	—
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		汚染土壌処理業の変更許可
根拠法令及び条項		土壌汚染対策法第 23 条第 1 項
所管部課（室）係名		環境部環境指導課環境保全係
審 査 基 準	関係条項	土壌汚染対策法第 23 条第 2 項 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 4 条
	基 準	汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成 22 年 2 月 26 日付け環水大土発第 100226001 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）第 1（汚染土壌処理業の許可）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	3 か月
	内 訳	—
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 （平成 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	汚染土壌処理業の譲渡等承認	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	土壌汚染対策法第 27 条の 2 第 2 項 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 14 条
	基 準	○土壌汚染対策法 第 27 条の 2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	3 か月
	内 訳	—
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	汚染土壌処理業の合併等承認	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 27 条の 3 第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	土壌汚染対策法第 27 条の 3 第 2 項 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 15 条
	基 準	○土壌汚染対策法 第 27 条の 3
	参考事項	
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	3 か月
	内 訳	—
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	汚染土壌処理業の相続承認	
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 27 条の 4 第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部環境指導課環境保全係	
審 査 基 準	関係条項	土壌汚染対策法第 27 条の 4 第 2 項 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 16 条
	基 準	○土壌汚染対策法 第 27 条の 4
	参考事項	
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	3 か月
	内 訳	—
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		